

# ASAHI NEWS

令和5年1月10日  
第154号

朝日税理士法人 城南支社  
TEL:03-3700-3331  
FAX:03-3700-8942  
<http://www.asahitax.jp>



## ■ ■ ■ 1月の主な予定 ■ ■ ■

### 税務・会計

- 1月10日：源泉所得税の納期限
- 1月20日：源泉所得税の納期限(特例適用者)
- 1月31日：支払調書、給与支払報告書の提出
- 1月31日：償却資産申告書の提出

### 経営・経済

- 1月05日：消費動向調査発表(内閣府)
- 1月11日：景気動向指数速報発表(内閣府)
- 1月16日：世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)(スイス・ダボス、20日まで)
- 1月17日：日銀金融政策決定会合(日銀、18日まで)
- 1月19日：貿易統計発表(財務省)
- 1月20日：全国消費者物価指数発表(総務省)
- 1月26日：米・2022年第4四半期の米GDP速報値(米・商務省)
- 1月31日：有効求人倍率発表(厚労省)
- 1月31日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



**新年明けましておめでとうございます。**

本年も引き続きお引き立てのほど、宜しくお願いいたします。

令和5年1月10日発行

項目	内容	適用時期等
中小企業者等の法人税の軽減税率の延長	中小企業者等の法人税の軽減税率15%(本則19%)が2年延長されます。	令和7年3月31日までの開始事業年度まで延長
中小企業投資促進税制の延長	青色申告書を提出する中小企業者が適用対象資産を取得等した場合に特別償却(最大30%)できる制度が、主に下記の見直しの上、適用期限が2年延長されます(所得税も同様)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>対象資産からコインランドリー業(主要な事業であるものを除く)の用に供する機械装置でその管理の概ね全部を他の者に委託するものが除外されます。</li> </ul>	令和7年3月31日までの取得等について適用
中小企業経営強化税制の延長	青色申告書を提出する中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却(最大100%)できる制度が、主に下記の見直しの上、適用期限が2年延長されます(所得税も同様)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令の改正を前提に特定経営力向上設備等の対象からコインランドリー業または暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く)の用に供する資産でその管理の概ね全部を他の者に委託するものが除外されます。</li> </ul>	令和7年3月31日までの取得等について適用
研究開発税制の拡充	一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しが行われます(所得税も同様)。 <ol style="list-style-type: none"> <li>税額控除率が見直され、その下限を1%(現行2%)に引き下げた上、その上限を14%(原則10%)とする特例の適用期限が3年延長されます。</li> <li>令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度の控除税額の上限について、増加試験研究費割合に応じて加減算する特例が創設されます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>4%を超える部分1%あたり当期の法人税額の0.625%(5%を上限)を加算</li> <li>▲4%を下回る部分1%あたり当期法人税額の0.625%(5%を上限)を減算</li> </ul> </li> </ol>	① 令和8年3月31日までに開始する事業年度まで延長 ② 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の見直し・延長	主に下記の見直しの上、適用期限が3年間延長されます(所得税も同様)。 <ol style="list-style-type: none"> <li>既成市街地等の内から外への買換えが適用対象外となります。</li> <li>長期保有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、東京都の特別区の区域から地域再生法の集中地域以外の地域への本店または主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合が90%(現行80%)に引き上げ、その逆の場合の繰延べ割合が60%(現行70%)に引き下げられます。</li> </ol>	令和8年3月31日までの譲渡等について適用
暗号資産の評価方法等の見直し	法人が事業年度末において有する暗号資産のうち時価評価により評価損益を計上するものの範囲から、一定の要件に該当する暗号資産が除外されます。	大綱に明記無し
株式交付制度の見直し	株式交付制度利用時に株式譲渡損益が繰り延べられる特例について、対象から株式交付後に株式交付親会社が同族会社(非同族の同族会社を除く)に該当する場合は除外されます(所得税も同様)。	令和5年10月1日以降の株式交付より適用
インボイス発行事業者となる免税事業者の納税額の負担軽減措置の創設	消費税の免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと、または、課税事業者選択届出書を提出することによる消費税の納税額の負担軽減を図るため、納税額を売上にかかる消費税額の2割に軽減する措置が講じられます。	令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間について適用
中小企業者等に対するインボイス制度の事務負担の軽減措置の創設	基準期間における課税売上高が1億円以下である等の一定の事業者については、インボイス制度の施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除が可能となる制度が創設されます。	令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う課税仕入れについて適用
少額な返還インボイスの交付義務の免除	値引き等が少額(売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満)の場合には、適格返還請求書(返還インボイス)の交付義務が免除されます。	令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う売上げに係る対価の返還等について適用
電子帳簿保存法等の見直し	<ol style="list-style-type: none"> <li>現行の宥恕措置は適用期限(令和5年12月31日)をもって廃止されます。</li> <li>システム対応を相当の理由により行うことができなかった事業者について、従前の出力書面の保存に加え、データのダウンロードの求めに応じること等を可能にしている場合には、検索機能の確保の要件等が不要とされるよう見直されます。</li> <li>スキャナ保存制度は、解像度等の要件、確認要件、相互関連性要件等が見直されます。</li> </ol>	令和6年1月1日以後適用

令和5年1月10日発行

項目	内容	適用時期等
暦年課税における相続前贈与の加算の拡大	<p>① 暦年課税による贈与された財産を相続財産に加えて相続税の対象とする期間が現行の死亡前3年から7年に延長されます。</p> <p>② ①は令和6年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る相続税について適用(令和9年1月1日以降、加算期間は順次延長。加算期間が7年となるのは令和13年1月1日以降)</p> <p>③ 延長された4年間に受けた贈与については、総額100万円までは相続財産に加算されないこととなります。</p>	左記②の記載のとおり
相続時精算課税制度の見直し(負担軽減)	<p>① 相続時精算課税制度を受けた贈与について、暦年課税の基礎控除110万円とは別途、毎年110万円まで非課税となります(現行は1円でも申告の対象)。</p> <p>② 相続時精算課税制度で受贈した土地・建物が、災害により一定以上の被害を受けた場合は、相続時に再計算する取り扱いが創設されます。</p>	<p>① 令和6年1月1日からの贈与について適用</p> <p>② 令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受けた場合に適用</p>
教育資金の一括贈与の非課税措置の見直し・延長	<p>直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について下記の改正が行われた上で、その適用期限が3年延長されます。</p> <p>① 贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円超のときは、受贈者が23歳未満である場合等であっても、その死亡の日における未利用の残額について相続税が課税されます。</p> <p>② 受贈者が30歳に達した場合等において贈与税が課されるときは、一般税率にて計算されることとなります。</p>	令和5年4月1日以後の贈与等について適用し、令和8年3月31日まで延長
結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の見直し・延長	<p>直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について下記の改正が行われた上で、その適用期限が2年延長されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受贈者が50歳に達した場合等において贈与税が課されるときは、一般税率にて計算されることとなります。</li> </ul>	令和5年4月1日以後の贈与等について適用し、令和7年3月31日まで延長
NISAの抜本的拡充・恒久化	<p>令和6年1月1日から新たな恒久的NISA制度が創設され、一定の投資信託のみを対象とする「つみたて投資枠」と、上場企業への投資が可能な「成長投資枠」が設けられます(2つの投資枠は併用可能)。</p> <p>① 年間投資上限額について、つみたて投資枠は現行のつみたてNISAの3倍の120万円に、成長投資枠は現行の一般NISAの2倍の240万円に拡充されます。</p> <p>② 非課税となる生涯投資枠は買付残高で1,800万円まで拡充されます(現行はつみたてNISAで最大800万円・一般NISAで最大600万円)。</p>	令和6年1月1日以後に適用
極めて高い水準にある高所得者層に対する課税強化	<p>税負担の公平性の観点から極めて高い水準にある高所得者層に対する負担の適正化のための措置が創設され、下記の計算による所得税が課されます。</p> <p>下記の②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税</p> <p>① その年分の基準所得税額×2</p> <p>② (その年分の基準所得金額※1 - 特別控除額3.3億円)×22.5%</p> <p>※1 「基準所得金額」とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額(その年分の所得税について適用する特別控除額を控除した後の金額)をいいます。</p> <p>※2 「基準所得税額」とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額(外国税額控除等を適用しない場合の所得税額とし、附帯税及びこの規定により課す所得税額を除く)をいいます。</p>	令和7年分以後の所得税から適用
空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例の見直し・延長	<p>下記の見直しが行われた上で、その適用期限が4年延長されます。</p> <p>① 譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に、対象となる空家等(被相続人居住用家屋)が取り壊された場合等一定の場合も特例の対象となります。</p> <p>② 相続または遺贈による被相続人居住用家屋および被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人の数が3人以上である場合における特別控除額は2,000万円となります。</p>	令和6年1月1日以後に行う譲渡について適用され、令和9年12月31日まで延長
先送りされた項目	マンションの評価については、相続税法の時価主義の下、市場価格との乖離の実態を踏まえ、適正化が検討されます。	-